

防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要(平成29年度予算関連法案)

1 自衛官の定数関連

- 共同の部隊であるサイバー防衛隊や、航空自衛隊の宇宙状況監視システムといった分野の定数を増加させるとともに、自衛官定数の総数は維持【防衛省設置法第6条】

※陸上自衛隊はサイバー防衛隊に6名振替え、宇宙状況監視システムに1名振替(計7名)、海上自衛隊は宇宙状況監視システムに1名振替

- 施行期日:平成30年3月31日までの間において政令で定める日

	現行の規定	改正案	増減
陸上自衛隊	150,863	150,856	▲7
海上自衛隊	45,364	45,363	▲1
航空自衛隊	46,940	46,942	2
共同の部隊	1,253	1,259	6
統合幕僚監部	368	368	0
情報本部	1,911	1,911	0
内部部局	48	48	0
防衛装備庁	407	407	0
合計	247,154	247,154	0

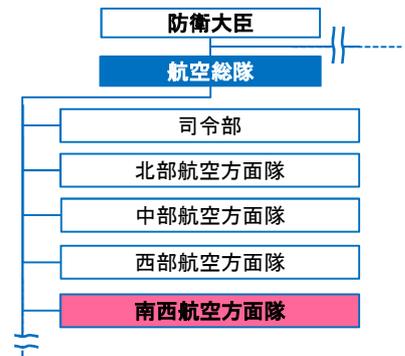
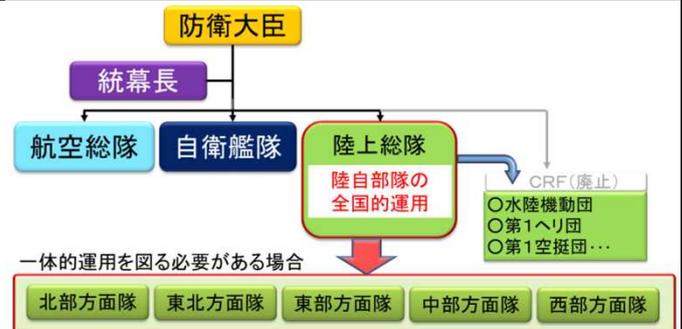
2 部隊編成関連

- 陸上総隊の新編
統合運用の下、陸上自衛隊の作戦基本部隊(師団・旅団)や各種部隊等の迅速・柔軟な全国的運用を可能とするため、陸上総隊を新編【自衛隊法第10条、第10条の2、第12条の3、第13条等】

- 教育訓練研究本部の新設
陸上自衛隊における教育訓練研究機能を充実・強化するため、陸上自衛隊に教育訓練研究本部を新設【自衛隊法第24条、第25条、第27条の2、第28条及び第100条の2】

- 南西航空混成団の改編
南西地域における防空態勢の充実のため、南西航空混成団を南西航空方面隊に改編【自衛隊法第20条、第20条の7から第21条まで及び別表第3】

- 施行期日
陸上総隊の新編、教育訓練研究本部の新設:平成30年3月31日までの間において政令で定める日
南西航空混成団の改編:公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日



3 予備自衛官関連

- 持続的な部隊運用を支える予備自衛官等に係る施策の推進【自衛隊法第73条の2等】
 - ◆ 予備自衛官等である者の使用者に対する情報の提供
予備自衛官等制度を安定的に持続可能なものとするため、予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者から求められたときは、予備自衛官等の同意を得た上で、防衛省・自衛隊から当該使用者に対し、予備自衛官等の職務に対する理解と協力の確保に資する情報を提供

- 施行期日:公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日

4 ACSA(物品役務相互提供協定)関連

○ 自衛隊による豪州及び英国に対する物品又は役務の提供に関する規定の整備

【自衛隊法第84条の5、第100条の8、第100条の10及び第100条の11】

- ◆ 日豪ACSAの適用範囲を拡大する見通しであることに伴い自衛隊法の規定を整備
- ◆ 新たに日英ACSAを締結する見通しであることに伴い自衛隊法に規定を新設

【物品・役務提供の対象となる相手国軍隊】(※日豪は下線部を追加予定)

- ①日本と相手国の双方の参加を得て行われる訓練に参加するもの
- ②海賊対処行動、③災害応急対策、④機雷等の除去、⑤在外邦人等の保護措置、輸送、⑥国際緊急援助活動等、又は
- ⑦情報収集活動を行う自衛隊の部隊(等)と共に現場に所在して同種の活動を行うもの
- ⑧日常的な活動のため自衛隊の施設に一時滞在するもの及び日常的な活動のため相手国軍隊の施設に一時滞在する自衛隊と共に現場に所在して日常的な活動を行うもの

※いずれの場面においても、弾薬の提供を可能とする。

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正 【PKO法第33条】

新たに日英ACSAを締結する見通しであることに伴い、国際平和協力業務等を行う自衛隊の部隊等による、大規模災害に対処する外国軍隊への物品又は役務の提供の対象国に英国を追加

○ 施行期日:

日豪ACSAに関する規定の整備: 日豪ACSA効力発生の日

日英ACSAに関する規定の整備: 日英ACSA効力発生の日

5 その他

○ 陸上自衛隊の使用する船舶に係る船舶安全法等の適用除外等の規定の整備

島嶼防衛の強化のため、陸上自衛隊が水陸両用車両を導入し、陸上総隊の下に新設する水陸機動団(仮称)により船舶としても運用することを踏まえ、陸上自衛隊の使用する船舶について、海上自衛隊の使用する船舶と同様に、船舶安全法、小型船舶登録法並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法等の適用を除外するため、所要の規定を整備する。【自衛隊法第109条から第111条まで】

○ 施行期日: 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 不用となった装備品等の開発途上地域の政府に対する譲与等を可能とするための規定の整備

自衛隊において不用となった装備品等の開発途上地域の政府に対する譲与等を可能とするため、財政法第9条第1項の特則を新設する。【自衛隊法第116条の3等】

【参考】財政法(昭和22年法律第34号)(抄)

第九条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

2 (略)

○ 施行期日: 公布の日